

交通	一〇、五二六	六二〇	五、八一三	一二、一五八
政務	三、五九〇	四〇	二、二二四	四、五八七
自由業	三、三八三	一、一九六	一、八四五	三、三四七
其他ノ業	三、五七六	四、四二九	二、〇八五	三、八三二
無職業	九	三〇	五二七	五〇九
合計	六〇、八五五	一〇、一五二	三八、六六四	七四、五五一

上表を觀るに、工業に従事する人が第一で、商業は第二、交通は第三、農業は第四、礦業は第五であつて、所謂日本人が滿洲を經濟的殖民地となすものである事が此に於て益々明瞭にわかるではないか。

第二章 關東廳の組織

第一節 關東廳の政務

關東州には最初關東都督府が設けられたが、後關東廳に改められ従前の都督は長官と爲つた。長官の下には民政、陸軍の兩部を設け別に旅順鎮守府を設けて海軍を統率し其他司法、教育、財政等

のすべて具備し其制度は略ぼ臺灣總督府の様である。今民政、軍政、司法、財政の四項に就いて分述すれば

(一) 民政 關東廳は旅順大連の二個所に民政署を、金州には支署を設け普蘭店、貔子窩には出張所を設けて其地方行政を施行した。其管轄區域を示せば次の通りである。

民政署	管轄地	面積	人口
旅順	七個所	四〇、五六二	八一、五三三
大連	五	一四、一二五	五七、三二五
金州支署	九		七〇、四四八
普蘭店	二七	一六四、〇六五	一〇五、〇四三
貔子窩	一五		九五、三〇五

(二) 軍備 軍備は陸軍、海軍の二部に分れ、陸軍部は陸上の防備を司つて旅順に要塞司令部を設け、海軍は旅順に鎮守府を設けて専ら海軍の事項を管理した。

(三) 司法 關東州内に關東廳法院を設けて民事刑事の訴訟を掌り之を地方法院、高等法院に分つて、旅順に高等法院を大連に地方法院を設置した。

(四) 財政 次章に詳しく述ぶ。

第二節 關東廳の官制

今先づ其舊時の制度を述ぶれば

第一條 關東州に關東都督府を置く

第二條 關東都督府に關東都督を置き、關東州内一切の事項を管理し、並に南滿鐵道の保護及取締りに關する事項を管理し、且つ滿鐵會社の業務を監督す

第三條 都督は親任官とし、陸軍大將或は中將を以て之に充つ

第四條 都督は部下軍隊を統率し、外務大臣の監督を受く

第五條 都督は政府の委任を受け支那地方官と交渉す

第六條 都督は凡て軍事に關しては、則ち陸軍大臣の命令を承く、凡そ戰爭及動員の事に關しては、則ち參謀總長の命令を承く、凡そ軍隊教育の事に關しては、則ち教育總監の命令を承く

第七條 第八條は命令發布の權限を規定す

第九條 都督は其所管區域内の防備を掌理す

第十條 都督は必要時に於て兵力を使用する事を得、但し外務陸軍兩大臣に報告すべきものとす

第十一條 其官署を監督する權限を規定す

第十二條 文武官吏進退の權限を規定す

第十三條 官吏の爲に彼位敘勳を請求する事を規定す

第十四條 官吏懲戒に關して規定す

第十五條 都督府には都督官房を置き、内に副官一人、秘書官專任一人を置く

第十六條 都督府内に民政部、陸軍部を置く

第十七條 民政部は軍行政以外の各事項を掌る

第十八條 民政部は庶務、警務、財務、土木、監獄の五課に分つ

第十九條 關東州を分つて三區と爲し、各區毎に民政署一を置く

第二十條 重要なる地方に民政支署及監獄支署を置く

第二十一條 都督府に民政長官一人(勅任)、參事官專任二人(奏任)、技師專任十八人(奏任)、民政署長專任三人(奏任)、警視專任六人(奏任)、典獄專任一人(奏任)、翻譯官專任三人(奏任)を置き、此外に屬官合計二百二十人(判任)を置く

第二十二條 民政長官の任務

第二十三條 參事官の任務

第二十四條 事務官の任務

第二十五條乃至第三十條は民政署長の任務を規定す

第三十一條 技師の任務

第三十二條 警視の任務

第三十三條 典獄の任務

第三十四條 翻譯官の任務

第三十五條乃至第四十條は孰れも屬官の任務を規定す

第四十一條、第四十二條 民政支署長代理任務の方法を規定す

第四十三條 都督府内に巡查及看守を置き、判任官を以て待遇す

第三節 關東廳の新官制

一九一九年四月日本政府は勅令を以て關東廳新官制を發布した、之を舊時の都督府官制に比較すれば著しく變更されてゐる。今其改變されたるものを次に掲げれば、

(一) 關東都督府を改めて關東廳となす

(二) 關東都督を改めて關東長官となす

(三) 關東長官官房に民政部及外事部を設く

(四) 關東州を分つて二區となし、各區に民政署を設く

(五) 關東廳の職員は以前に較べて事務總長、外事部々長、秘書官、學務官等の名目を増加す此外前制度には大したる變更なく、訂正されたるは一部分に過ぎない。

第三章 關東廳の財政

第一節 財賦の起源

日露戰役の當時日本は關東州に民政署を設け、一九〇五年八月民有地に對して地租徵收規則を發布し、田地に限り一畝に付金十錢を課した。當時貸付地は僅に百六萬四千三百七畝にして、其賦課額は十萬六千四百三十七圓に過ぎなかつたが、公課徵收の基礎は實に此時に起因したものである。即ち一九〇六年七月關東都督府官制の實施され日本の滿洲に於ける行政權の發動となり租借地並に鐵道附屬地及領事館區域内居留民團の土地に對する諸公課は皆此より生じたものであつて、之に因つて政務は日を逐て繁忙となり政費も亦年を逐ふて増加した。今それを表記すれば次の通りである。